



甲府市資産税課からのお知らせ

納税通知書・課税明細書について

- ・地方公共団体の基幹業務システム標準化に伴い、納税通知書及び課税明細書の様式が変わりました。
- ・納税通知書と課税明細書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

各種届出について

- 甲府市以外(県内外)に在住で住所変更された方
市外にお住みの方で、住所変更されている住所から転居または、移転され甲府市以外に住所を変えられた場合は住所変更の届出をお願いします。
[土地・家屋所有者住所変更届出書](#)
※令和8年4月から住所・氏名変更登記の申請が義務化されました。
詳しくは[甲府地方法務局登記部門\(055-252-7186\)](#)までお問い合わせください。
- 納税通知書等の送付先変更をご希望の方
住民登録されている住所とは異なる場所への送付を希望される方は送付先変更の届出をお願いします。
[納税通知書等送付先届出](#)
- 共有資産の代表者の変更をご希望される方
共有名義で固定資産をお持ちの方で、共有者間において新たに代表者を選定した場合、もしくは代表者の変更を希望される場合は、共有物件に係る納税代表者の変更届出をお願いします。
[共有物件に係る納税代表者の変更届出書](#)
- 固定資産の所有者(納税義務者)が死亡後、所有権移転登記が済んでいない相続人の方
土地・家屋の所有者が亡くなられたことにより、相続人などの新たな所有者(現所有代表者)となった方は、相続人代表者指定(変更)届出兼固定資産現所有者申告(変更)書の届出をお願いします。
[相続人代表者指定\(変更\)届出兼固定資産現所有者申告書\(変更\)書](#)
※納税義務者が死亡した場合、その相続人(代表者)が納税義務を負うことになります。
※令和6年4月から相続登記の申請が義務化されています。
詳しくは甲府地方法務局登記部門(055-252-7186)までお問い合わせください。
※法務局にて相続登記が完了された場合は現所有者申告書の届出は必要ありません。
- 納税管理人の申告について
次の事項に該当する場合は、納税管理人の申告をお願いします。
 - ・納税義務を負う市内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合(地方税法第355条)
 - ・納税義務者に代わり納税に関する事項(納税通知書等の書類の受領、税金の納付等)を行う場合
例: 国外転出、長期の市外転出、成年後見人や清算人など[納税管理人申告書](#)
- 固定資産の利用状況に変更がある場合
行政手続き^{※1}を経ず、土地や家屋の利用状況に変更がある場合は資産税課までお問い合わせください。
例: 現況地目の変更(農地から駐車場に転用)
家屋の建築・増築・取り壊し^{※2}、用途変更(事務所から居宅へ)、未登記家屋の所有権移転など
※1不動産登記、農地転用許可申請、建築確認申請など
※2登記家屋を取り壊した方は法務局で滅失登記が必要です。未登記家屋を取り壊した方は資産税課で手続きが必要になります。

※甲府市役所 代表(055)237-1161 資産税課 (本庁舎3階 9番窓口)
[課税の内容について] →土地係(055)237-5407・家屋係(055)237-5426
[証明書の発行について] →証明係(055)237-5429
[税金の納め方について] →収納推進課(055)237-5440・(055)237-5434